

募集型企画旅行の範囲

当社が行なう募集型企画旅行の範囲は、港区・中央区・千代田区・新宿区・渋谷区・目黒区・品川区です。

お申込み

(1)お申込みの場合、当社所定の申込書の提出と当社が別に定める金額のお申込金のお支払いが必要です。(2 つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)

※ 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3) a. 身体に障害をお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

(4)お申込み時に 15 歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

旅行代金

(1)旅行代金の額は、旅行の企画書面に記載します。

(2)旅行代金のお支払いは、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までにお支払下さい。

契約内容の変更と旅行代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運行サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがありますまた、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

(2)著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。

追加代金

宿泊機関の変更、一人部屋の選択、延泊による宿泊代等、追加する代金は別途いただきます。

お客様による旅行契約の解除 (取消料がかかる場合)

お客様は、下記の取消料を払って旅行契約を解除することができます。

契約解除日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	イ)20日目(日帰り旅行にあつては10日目)に当たる日以降に解除する場合(ロからホを除く。)	旅行代金の20%
	ロ)7日目に当たる日以降に解除する場合(ハからホを除く。)	旅行代金の30%
/	ハ)旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
	ニ)旅行開始当日に解除する場合(ホを除く。)	旅行代金の50%
	ホ)旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

お客様による旅行契約の解除 (取消料がかからない場合)

(1)旅行契約内容に重要な変更が行なわれたとき

- a. 旅行開始日又は終了日の変更
- b. 入場する観光地、観光施設その他旅行の目的地の変更
- c. 宿泊機関の種類または名称の変更
- d. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室条件の変更

(2)旅行代金が増額された場合

(3)当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合

(4)当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき

当社による旅行契約の解除・払戻

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります

- (1)旅行代金を期日までにお支払いいただけない時
- (2)申込条件の不適合
- (3)団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- (4)当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を既に履行された旅行サービスに対する金額を差し引いたものをお客様へ払戻します。

当社の責任

当社がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する損害賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません)。また次の場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、[旅行参加中]とは致しません。

旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行なわれた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の率は旅行業約款 別表第二変更補償金の表を参照してください。

お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害などにより保護を要する状態にあると認めるときは、必要な処置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該費用を当社が指定する期日まで当社が指定する方法で支払わなければなりません。

事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに当社連絡先までご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)

個人情報の取扱について

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、

旅行者との連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社は

- (1) 会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。
- (2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
- (3) アンケートのお願い。等に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面

本取引条件説明書面に記載のない事項は、標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)に定めるところによります。

別表 変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0